

(都市基盤部)

【道路の危険箇所の改良について】

(質問)

道路の危険箇所の改良について伺います。本市では、道路の危険箇所をどのような形で、発見や把握しているのか、教えてください。

<答弁>

道路の危険箇所については、主に日常的に実施している道路パトロールや、通報アプリや電話などによる市民からの通報に加え、橋梁や舗装など道路ストックの定期点検により把握するようにしています。

(質問)

愛知県豊橋市では、2018年から衝突防止補助装置「モービルアイ」を販売する IT 企業と、ビッグデータを利用した道路上の危険分析の知見を持つ豊橋技術科学大学との産学官連携により、歩行者と車が衝突しそうな回数が多い場所をあぶり出し、重大な事故が起きる前に手を打つ取り組みをされています。具体的には、衝突防止補助装置「モービルアイ」を民間事業者や豊橋市の公用車計百台に取り付け、データを収集し、歩行者や自転車の人身事故の発生場所の把握と共に、その場所を含めて周辺のどの場所に、どのような安全対策をするべきかという絞り込みを行っておられます。このようなデジタル技術やビッグデータを活用したり、産学官の連携による予防型交通安全対策について、これまで検討されてきたことがあるか、また、今後、導入に向けて検討されるお考えはあるか、見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

産学官の連携などによる予防型交通安全対策につきましては、今年度、当課が所管する GIS、デジタル地図情報を有効活用するため、民間事業者等と協働して地域の課題の解決に向けて、創造改革課が実施しているプロジェクト、アーバンイノベーション豊中に参加し、「道路情報が詰まった GIS データをもっと活用し、安全安心なまちづくりに活かしたい！」をテーマに民間事業者の募集を行いました。選考の結果、民間車両のドライブレコーダの画像を用いたサービスを提供する株式会社アーバンエックステクノロジーズと実証実験を進める予定としており、舗装の損傷や区画線が薄くなった箇所など、道路の不具合に関してどのような情報が取得可能か、又、GIS と組み合わせ、有効な活用が可能か検討を進めてまいりたいと考えております。

(意見・要望)

今年度、本市でも民間事業者と協働で GIS データの活用による舗装の損傷や区画線が薄くなった箇所など、道路の不具合を見つける実証実験を進めるとのことですが、

ビッグデータの活用や AI などの解析技術、通信やインターネットなどのデジタル技術は、今後、益々、進化、発展し続けると思いますので、デジタルガバメントを標榜する本市としては、それらの技術やデータの施策への活用を積極的に図って頂き、より効率的、効果的な事業の遂行に努めて頂きたいと要望しておきます。ちなみに、今回、紹介させて頂いた豊橋市の事例は、衝突防止補助装置「モービルアイ」を民間事業者や豊橋市の車両計百台に取り付け、データを収集し、歩行者や自転車の人身事故の発生場所の把握と共に、その場所を含めて周辺のどの場所に、どのような安全対策をするべきかという絞り込みをするという予防型交通安全対策というものです。本市では、豊中市通学路交通安全プログラムを3年ごとに策定されていますが、その策定にも、今回の提案手法が活かせる可能性もあると思おいますので、ぜひ、調査、研究して頂きたいと要望しておきます。

【道路損傷等通報アプリについて】

(質問)

道路損傷等通報アプリ(まちカメくん)について伺います。ここ最近の通報件数の推移と、通報内容で多いものを上位いくつか教えて下さい。

<答弁>

初めに、道路損傷通報アプリは、平成29年10月から道路に関する試験運用を開始し、平成31年4月からは道路のほか、水路、公園、ごみ、水道に関して本格運用を行っており、通報件数については、平成29年度135件、30年度365件、令和元年度455件、2年度438件となっております。

次に、通報内容で多いものについては、令和2年度では舗装が65件、路面標示が53件、柵・車止め等が36件となっており、道路以外では公園に関するものが52件、ごみに関するものが30件となっております。

(質問)

事業開始から数年が経過しましたが、通報アプリの課題等があれば、教えて下さい。

<答弁>

課題としましては、新規利用者数が増加していないことであり、今後、ホームページやSNS等さらなるPRを行ってまいりたいと考えております。

(意見・要望)

道路損傷アプリが導入される前、平成26年度の実績によると、市民からの通報件数は、道路、橋梁、道路付属物等に関するものが2450件、道路照明等の設置、修繕、更新に関するものが3042件、放置自転車に関するものが638件との答弁が当時の建設水道

常任委員会の決算審査の際にありました。先ほど、道路損傷通報アプリでの通報件数をお答え顶きましたが、当時の通報件数の1割未満ということで、まだまだ電話による通報が大半のように想定されます。アプリでの通報は、電話等による通報よりも、的確に状況や位置などを把握することが出来ますし、職員の方々の業務効率の向上にもつながると思います。また、市民にとっても24時間365時間いつでも通報が可能ですので、ぜひ、道路損傷アプリ(まちカメくん)の周知やまちカメくんによる通報の促進に努めて頂きたいと要望しておきます。また、一つ提案ですが、詐欺などの犯罪や火事などの災害を未然に防いだり、人命を救助したりすると、警察や消防等から感謝状が贈られることがあると思いますが、同様に、道路損傷や路面標示等の通報で、交通事故等の未然防止に特に役立ったと思われる通報などには、市として感謝状を贈呈するなどすれば、市民の方々からの通報や、アプリを活用しての通報の増加が期待できるかと思っておりますので、ご検討頂ければと要望しておきます。

【自転車通行空間の整備について】

(質問)

自転車通行空間の整備について伺います。昨年度末までに、本市が自転車通行空間を整備してきた路線を教えてください。

<答弁>

昨年度末までに自転車通行空間を整備した路線についてですが、平成27年度から28年度にかけて試験的に施工した東豊中線、阪急西側北線、阪急東側線の3路線と、「自転車ネットワーク計画」に基づき、令和元年度から2年度に整備した阪急西側庄内線、野田小曾根線、穂積菰江線の3路線の合計6路線になっております。

(質問)

各路線における自転車の通行位置や進行方向などの調査はどの程度行われてきたのでしょうか。実際に、どの程度、ルールを順守されているのでしょうか。自転車通行空間整備前後での自転車の交通ルールの順守率に変化は見られるのでしょうか。

<答弁>

交通ルールの順守状況ですが、先程の東豊中線、阪急西側北線及び阪急東側線の3路線において、施工前後の自転車通行の調査を行っており、東豊中線においては、車道を逆走する自転車が減少し、阪急西側北線及び阪急東側線においては、歩道を利用していた自転車が減少し、自転車通行空間を走行するようになったことから効果はあったものと考えております。また、野田小曾根線、阪急西側庄内線、穂積菰江線の3路線について朝の通勤通学時に現地を確認したところ整備した通行空間を走行している自転車が多く一定交通ルールが順守されている状況です。

(意見・要望)

自転車走行レーンの整備によって、自転車の歩道通行や逆走の抑制につながることは理解も評価もしていますので、引き続き、計画的に自転車通行空間の整備をして頂きたいと思います。ただ、自転車通行空間を整備されても、まだまだ隣接する歩道を徐行せず、車道と変わらない速度で通行する自転車は見受けられますし、猛スピードで歩道を走行する自転車に不安や恐怖を感じたとのことのご意見もしばしば頂くことがあります。自転車通行空間整備を計画的に進めるとともに、警察とも連携、協力し、ソフト面での啓発や指導にも引き続き、取り組んで頂き、自転車と歩行者、自転車同士の事故の撲滅に尽力頂きたいと要望しておきます。

【シェアサイクルについて】

(質問)

シェアサイクルについて伺います。昨年度の利用状況を教えてください。

<答弁>

シェアサイクルの、昨年度の月当たりの利用回数としては、令和元年11月の実証実験開始時は1127回でしたが、令和2年4月には1989回、さらに年度末には5304回まで増加し、実験開始時の約4.7倍となっております。

また、月当たりの利用者数としては、令和元年11月は390人でしたが、令和2年4月には575人、年度末には1355人まで増加し、実験開始時の約3.5倍となっております。

(質問)

利用時間や利用時間帯、利用区間などで把握できている傾向があれば教えてください。

<答弁>

利用時間については、15分以内約53%、15分～30分の利用約17%となっており、30分以内の利用が全体の約7割となっております。利用時間帯は、8時台、17時台が最も多く全体の約9%、次いで18時台、19時台が約8%となっており、通勤、通学時間での利用が多くなっております。また、利用区間は、北急緑地公園駅西、服部緑地西口間が最も多く全体の約17%、次いで阪急曽根駅高架下、クリーンランド間が約13%となっております。

(質問)

シェアサイクルの利用の多い区間を優先的に自転車通行空間の整備をするなど、シェアサイクルのビッグデータを市の交通政策に活用することはされてきたのか、教えてください。

<答弁>

シェアサイクルは、南北の鉄道路線から東西への移動を補完することを主な目的として実証実験をおこなっておりますが、移動データでは、緑地公園駅から曾根駅、曾根駅からクリーンランド間がよく使われており、期待通りの結果となっております。また、この区間については、自転車ネットワーク計画に基づき、通行空間の整備を令和3年度より順次行う予定としております。なお、現在ポートの少ない地域においても自転車の移動データが蓄積されており、今後、ポート増設箇所の参考としてまいりたいと考えております。

(意見・要望)

今後もシェアサイクルのビッグデータの本市施策への積極的な活用を要望しておきます。また、今月7日夜に首都圏での地震発生後、シェアサイクルを利用する「帰宅困難者」が多かったとの報道がありました。帰宅困難者にとって、帰宅手段のツールの一つになることが分かりましたし、地震発生に伴うレンタル延長料金を無料にしたシェアサイクル事業者の対応も評価されていきました。地震の規模にもよりますが、災害時の移動手段の確保という視点でも、この事業の今後の展開や促進、市民への周知を考えて頂くことを要望しておきます。

【公共交通改善事業について】

(質問)

公共交通改善事業について伺います。昨年度、整備地域デマンド型乗合タクシーの運行を開始されましたが、当初の利用見込みと実際の利用状況を教えてください。

<答弁>

西部地域乗合タクシーにつきましては、運行しているダイヤの5割以上に予約があり、利用者も1日当たり8人程度と、概ね見込みに近い状況で順調に推移しております。

(質問)

運行して見えてきた効果と課題について、教えてください。

<答弁>

デマンド型乗合タクシーの効果としましては、定時定路線型と異なり、実際に予約がされた便に対してのみ費用が発生することから、多額の費用を要することなく、地域の移動手段として持続可能であることが挙げられます。課題ですが、アンケート調査した結果、「もっと近くに停留所があれば」、「朝8時台の便があれば」、「予約がもっと便利になれば」などの意見を踏まえて、運行開始から1年が経過した令和2年

10月には、停留所の増設、第1便のダイヤ繰り上げ、午後1便の定時定路線化、予約開始時間を原則2時間前まで短縮するといった4点の改善を行っており、今後も状況を見ながら更なる改善に努めてまいります。

(質問)

今年度は、南部地域にも運行エリアが拡大されていますが、一方で、昨年度から今年度にかけて、市内を走るバスの利用者が激減しています。このような状況を踏まえ、今後の市民の移動手段や移動方法はどのようになっていくと想定されているのか、また、市として、今後の公共交通のあり方をどのように考えておられるのか、これまで、どのような調査や検討をされてきたのかと併せて、教えて下さい。

<答弁>

今後の市民の移動手段や移動方法については、アフターコロナを見据えて、テレワークやリモート会議などライフスタイルの変化により、移動そのものの減少が予想されます。路線バスについては現状でコロナ前の7～8割程度しか戻っておりませんが、この傾向はコロナ後も続く可能性があると考えています。次に、公共交通に対するニーズは更に多様化していくと考えられ、外出支援を目的とした新たな交通形態について、国や各自治体の動向を注視するとともに、民間企業との連携も視野に入れながら、社会情勢の変化に対応できる公共交通のあり方について、今後も検討してまいります。

(意見・要望)

シェアサイクルやデマンド型乗合タクシーなど、新たな移動手段の今後の拡大の可能性を見極めるとともに、ご答弁にあったように社会情勢、生活スタイル、働き方などの変化、日々進化する技術革新に伴う新たな移動ツールの出現など、様々な状況の変化に対応できる公共交通のあり方について、常に視野を広げ、様々な可能性をシミュレーションしながら、検討し続けて頂きたいと要望しておきます。

【事業着手が当面見込めない道路予定地について】

(質問)

以前、事業着手が当面見込めない道路予定地等を駐車場用地として、民間事業者の使用許可を与えるなどしていたかと思いますが、現在、事業着手が当面見込めない道路予定地は何か所あり、そのうち何か所を駐車場用地として使用許可を与え、いくらかの歳入を得ているのか、教えて下さい。

<答弁>

道路予定地として管理しているものは、34か所あり、そのうち、事業中のものが4か所、事業着手が当面見込めないものが30か所となっています。

その30か所の内訳ですが、10か所につきまして、緑地や植栽体として
いるところが3か所、消防署の駐車場など無償使用しているところが5か所、民間の
駐車場として有償使用しているところが2か所となっており、この2か所からは
約430万円の歳入を得ております。

なお、残り20か所につきましては、立地条件などから、利活用が出来ていない
状況であります。

(質問)

事業着手が当面見込めない道路予定地の中には、都市計画など事業の予定があり先行
取得した用地が、その後の見直しにより廃止となり、現在では道路計画がなくなった箇所も
あったと記憶していますが、そういった土地は、今でもあるのでしょうか。もしあるとすれば、
今後、どのようにしていくおつもりなのか、教えてください。

<答弁>

事業着手が当面見込めない30か所のうち、25か所については現在も道路計画が
残っており、5か所については平成25年度の都市計画の見直しにより廃止となった
ことから、平成30年度に用地測量を実施し、現在売却に向けた準備を進めている
ところであります。

(意見・要望)

道路計画がなくなった5か所については、現在売却に向けた準備を進めているところ
とのことですので、なるべく速やかに売却等の処理を完了できるようにご尽力頂きたいと
要望しておきます。

【路面下空洞調査事業について】

(質問)

事業別決算説明書 P.145の路面下空洞調査事業について伺います。平成26年度に
調査を実施した幹線道路の2回目の調査を実施したとのことですが、今回の調査によって
得られた結果について詳細を教えてください。また、空洞が発見されたケースに何らかの
共通点や傾向が見られたのであれば、教えてください。

<答弁>

今回の調査は、平成26年度に行った車道167キロの2回目にあたり、前回
調査では135か所の異常箇所を確認しましたが、今回の調査で新たな異常箇所は
57か所であり、計画的に補修を行った結果、前回調査から6割程度減少しています。
また、前回調査で経過観察とした63か所については、空洞に広がりがあったものが
19か所あり、新たな空洞箇所57か所も含めて、今後計画的に補修してまいります。

次に、前回調査との共通点ですが、周辺に下水道が埋設されている異常箇所については、合流式の下水道管が敷設されている路線が5割、竣工から30年以上を経過したものが7割であることを確認しております。

(質問)

路面下空洞調査事業を開始して以降、事業開始前と比べて、路面陥没事故の発生件数は減っているのでしょうか。件数の推移と併せて教えてください。

<答弁>

平成26年度から28年度にかけて調査を行った車道約221キロの幹線道路に関する陥没件数ですが、調査前の25年度で11件あったものが、26年度11件、27年度6件、28年度5件と減少していき、調査が完了した後の29年度以降では0件となっております。

(意見・要望)

事故の未然防止としての路面下空洞調査の意義はあると思いますし、平成29年度以降、調査対象区間での陥没件数は、0件となっており、効果も出ていることが分かりました。今後も引き続き、定期的な調査の実施を要望しておきます。また、今回の調査からも、異常箇所が、老朽化した合流式の下水道管が敷設されている路線に多い傾向がみられたとのことですので、今後も、上下水道局と連携して、効率的かつ効果的な未然防止の取組み努めて頂くことを要望しておきます。

(上下水道局)

【下水道管に起因する道路陥没について】

(質問)

ここ数年の下水道管に起因する道路陥没事例の発生件数の推移について教えてください。また、道路陥没に至った要因について教えてください。

<答弁>

過去5年間の道路陥没件数ですが、平成28年度が77件、平成29年度が67件、平成30年度が61件、令和元年度が49件そして令和2年度が65件でございます。

道路陥没に至った要因については、取付管が原因であったものが全体の約70%と最も多く、続いてマンホールによるものが約10%、その他本管などが約20%となっております。

(質問)

これまで上下水道局として、下水道長寿命化計画(豊中市下水道ストックマネジメント計画)の策定や道路陥没の主な原因となる取付管に特化した下水道取付管更新事業を実施するための基本計画の策定などをされてきましたが、具体的にどのような効果が表れてきたのか、教えてください。また、都市基盤部が実施されている路面下空洞調査の結果がどの程度、下水道管に起因する道路陥没の未然防止に繋がっているのか、教えてください。

<答弁>

具体的な効果と致しまして、ご質問にある計画に沿って取組みを行うことにより、道路陥没件数が減少傾向となっていることから、一定の事業効果があるものと考えております。

また、都市基盤部より得られた路面下空洞調査の結果は、緊急性の高いものについては速やかな対応を行い、その他につきましても適切な対応を行っていることから道路陥没の未然防止につながっていると考えております。

(意見・要望)

路面下空洞調査の結果からも、路面下の空洞は老朽化した下水道の取付管に起因することが多い傾向にありますし、都市基盤部と適宜適切に、綿密な情報共有をして頂いて、道路陥没の未然防止につなげて頂きたいと要望しておきます。また、下水道ストックマネジメント計画や下水道取付管更新事業のための基本計画に基づき、取組みを進められ、一定の事業効果があるとの見解を示されました。道路陥没件数が減少傾向とのことですが、横ばい傾向に近い状況にあると思います。ただ、下水道管の老朽化が進む中で、計画的に未然防止対策を行って頂いていることで、道路陥没件数の増加が防げて

いと好意的に受け止めておきます。下水道取付管の性能が向上してきていること、その更新事業を計画的に取り組んで頂いていることから、あとは、未然防止の効果、すなわち道路陥没件数の減少という明確な効果が得られることを期待しておきます。

【AIによる水道管の劣化予測について】

(質問)

水道管の劣化予測について伺います。まずは、本市では、水道管の劣化や老朽化の状況をどのような形で把握し、管路の修繕、更新を行っておられるのか、教えてください。

<答弁>

水道管の劣化や老朽化については、市独自の物理評価手法を導入しており、管種、口径、内面や外面の防食状況などによって管路ごとに点数付けすることで、客観的に評価しています。また、他の工事の掘削時や更新工事で引き上げた老朽管を直接確認することで、状態を把握しています。これらの情報を基に、重要度や事故履歴などを総合的に判断し優先順位を決定し、計画的な更新や維持管理を実施しています。

(質問)

豊田市は、昨年度、AIによる水道管劣化予測データ作成業務委託を全国で初めて契約締結されました。上下水道局の管路情報(GISデータ)や事故履歴データ、漏水データ等と、AIを用いて各種インフラの劣化状況を予測するソフトウェアサービスを提供している事業者が独自に収集した環境変数(土壌、気候、人口等)を組み合わせることで、破損確率をAIで高精度に解析が可能とのこと。そして、解析結果は、水道ストックマネジメント計画で決定した優先順位を補完し、効率的な管路の更新が図れるとのこと。このようなAIによる水道管劣化予測について、調査や検討はされてきたのでしょうか。また、今後、導入する予定はあるのか、見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

ご質問のAI技術による劣化予測について、承知しております。本市としては管路の物理的評価および直接的な状態把握により、老朽管の適切な更新時期や維持管理の水準を確保できているものと考えます。劣化予測などへのAI技術活用については、今後も引き続き、最新の動向を注視しながら、必要に応じて調査検討を行い、効率的な管路更新に取り組んでまいります。

(意見・要望)

豊田市とは、地形的にも、市の面積も、そもそも水道管の付設時期も異なりますし、有収率等も異なることから、同様のことをすれば、必ず効果が上がるという訳ではないと思います。しかし、AIなどの解析技術、通信やインターネットなどのデジタル技術、さらにはロボットなどの科学技術は、日々、進化、発展をし続けていますので、答弁にあったように、

今後も各種技術の最新動向には注視して頂きながら、費用対効果等も検討しつつ、より効率的、効果的な業務遂行を模索し続けて頂きたいと要望しておきます。

【職員体制について】

(質問)

昨年度の職員体制について、雇用形態ごとの定数と実際に配置された人数、欠員が出ていたのであればその補充方法を教えて下さい。また、参考までにここ数年の状況についても教えて下さい。

<答弁>

昨年度の雇用形態ごとの定数と年度当初における実人員数は、常勤職員259人に対して258人、再任用職員は27人に対して12人、会計年度任用職員は13人に対して13人となっており、それぞれの欠員は臨時会計年度任用職員や会計年度任用職員を配置することで対応している。

ここ数年の状況は、令和元年度で常勤職員259人に対して258人、再任用職員は33人に対して17人、会計年度任用職員は13人に対して13人、平成30年度で常勤職員261人に対して255人、再任用職員は36人に対して22人、一般職非常勤職員は14人に対して13人。

(質問)

以前、再任用職員枠にかなりの欠員が生じていたことに対し、「改めて個々の業務の専門性の精査を行い、雇用形態の変更、あるいは民間技術の活用も含めて検討して行きたいと考えています」との答弁をされていましたが、どのような検討や対策を講じてこられたのか、教えて下さい。

<答弁>

欠員が生じていることを受けて、再任用職域から会計年度任用職域への変更を行うとともに、業務の委託化等により再任用職員枠の見直しを行い、業務の継続を図ってきた。

(意見・要望)

前回、同様の質問をしたのが、平成27年の建設水道常任委員会での決算審査でした。その際の答弁では、再任用職員の枠約50人に対して、10人前後の欠員が生じているとのことでした。そして、先程の答弁から、会計年度任用職域への変更や、業務の委託化等により再任用職員枠の見直しをすることで、再任用職員枠を段階的に減らしてこられたことが分かりました。6、7年前と比べると再任用職員枠は、ほぼ半分になっていますが、一方で、当時よりも欠員数は増加している状況にあります。以前の質問に対して、「再任用職員に

欠員がかなりでていることは、職員の世代交代に伴う技術・知識の継承などにも支障が出ることから、望ましくないものと考えられます。」との答弁をされていますし、再任用職員の慢性的な欠員状態が、そういった支障を生じさせていないのか懸念されます。上下水道局として様々な対策を講じ、再認証職員枠を大幅に減らしてきたにもかかわらず、欠員が解消されない状況を踏まえ、上下水道局としてこれまで培われてきた技術力、知識、ノウハウが低下や喪失しないように、また、市民サービスの質が低下しないように、引き続き、適正な定数、人員配置、人材育成のあり方を検討して頂きたいと要望しておきます。

【経営環境と将来的な見通しについて】

(質問)

決算書には、水道事業、下水道事業共に、「給水収益(下水道使用料)の減収が見込まれる中、施設の改築更新事業や耐震化事業の資金を確保していかなければならないなど、水道事業(下水道事業)を取り巻く経営環境は厳しい状況にあります。」と記載があります。かなり以前の決算書から、同様の記載が見られますが、この経営環境は厳しい状況にあるとは具体的にどれくらい厳しいものなのか、あらためて教えてください。

<答弁>

水需要の減少や小口化の進行により、水道料金・下水道使用料収入の減少は、今後も続くと思っております。一方、事業経営に必要な経費は、減価償却費や人件費などの固定費が多くを占めており、費用を大幅に抑制していくことは難しい状況にあります。長らくの間、このような傾向が続いており、今後も経営環境が厳しい状況に変わりはないと考えております。

(質問)

第2次とよなか水未来構想で掲げた目指すべき将来像の一つに次世代につなげるために経営基盤を強化しますとありますが、昨年度、経営基盤を強化するために、具体的などのような取組みをされたのか、教えてください。特に、財政の安定化(利益の確保)という点では、どのような取組みをされたのか、教えてください。また、適正な料金・使用料体系の検討については、具体的に、どのような検討がなされたのか、教えてください。

<答弁>

財政を安定化させるために、投資額の平準化や広域連携の調査・検討のほか、料金・使用料体系の検討を行いました。広域連携の調査・検討では、隣接する吹田市と柿ノ木配水場を共同利用することについて、手続きを進めております。適正な料金・使用料体系の検討にあたっては、令和9年度までの経営シミュレーションを更新すると共に、将来的な料金・使用料改定に備えて、「水道料金・下水道使用料算定の手引き」の作成に着手致しました。

(質問)

料金の算定期間としては、3年から5年程度を基準にすることが適当とされているようですが、水道料金や下水道料金の変更は、それぞれ直近ではいつされたのか、教えてください。

<答弁>

直近の改定は、平成22年度で、大阪広域水道企業団の受水単価値下げを機に、水道料金・下水道使用料を値下げ致しました。値上げ改定については、水道料金が平成13年度、下水道使用料が平成16年度に行っております。

(質問)

昨年度の水道事業においては、供給単価が給水原価を上回り、料金回収率は100%を超えていますが、過去5年を見ても、料金回収率が100%を下回っている年度の方が多くなっています。また、下水道事業においては、直近2か年、使用料単価が汚水処理原価を下回り、経費回収率が100%を下回っていますし、過去5年を見ても経費回収率は減少し続けています。このことに対する見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

料金回収率や経費回収率が100%を下回るということは、収益の根幹となる料金や使用料以外の収入で賄うことになり、経営面からは不安定な状況と考えております。ただし、現時点では、料金回収率や経費回収率は、おおむね100%で推移していることや、両事業共に黒字を確保していることから、ただちに料金・使用料を改定する必要はないと考えています。

(質問)

各種財務比率を見ても、その比率が大きいほど経営の健全性が高いとされている自己資本比率は、水道事業では、全国平均を大幅に下回っていますし、下水道事業では全国平均を上回っているものの、直近3か年は低下し続けています。また、支払能力と経営の安全性を示す流動比率については、一般的に理想とされる200%を、水道事業、下水道事業ともに大幅に下回っています。これらの状況をどのように考えておられるのか、見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

自己資本構成比率を向上させるためには、企業債に頼らない経営を考えていく必要があることから、引き続き、適正な充当率について検討を行ってまいります。流動比率については、水道事業・下水道事業共に増加傾向にあり、今すぐに資金

繰りが悪化することはありませんが、理想とされる200%とは乖離していることから、引き続き財源のバランスを注視していきたいと考えています。

(質問)

長らく続いている厳しい経営環境の中、今後の事業見通しや収支見通しでは、あとどれくらいは現状の水道料金、下水道使用料を維持できると考えておられるのか具体的にお答え下さい。

＜答弁＞

令和2年度に行った経営シミュレーションでは、水道事業では、令和5年度に純損失に転じ、令和7年度には資金剰余額が不足する見通しです。下水道事業では、令和8年度に純損失に転じるものの、資金剰余額が不足するまでには至らない見通しです。なお、令和2年度の実績を踏まえすと、経営シミュレーションより好転しているため、純損失が発生する年度や、資金剰余額が不足する年度は、経営シミュレーションよりも先送りになると考えております。

(質問)

決算審査意見書のおすびにも記載されているように、2027年度までの経営シミュレーションを行った結果、水道事業では、計画期間内に資金剰余額の枯渇が見込まれ、下水道事業では、2026年度に純損失に転じることが想定されています。これらの状況を踏まえ、どのように財政の安定化を図り、次世代につなげるための経営基盤の確立を図るおつもりなのか、事業管理者の見解をお聞かせ下さい。

＜答弁＞

投資額の平準化とあわせて、企業債残高を適正に管理すると共に、広域化や民間資源の活用を図るなど、引き続き、効率的な経営を推進いたします。その上で、水需要の減少に伴う収入減少に耐えうるような、適正な水道料金・下水道使用料の水準や体系について、検討を進めて参ります。

(意見・要望)

「令和2年度の実績を踏まえすと、経営シミュレーションより好転しているため、純損失が発生する年度や、資金剰余額が不足する年度は、経営シミュレーションよりも先送りになると考えている」との答弁がありましたが、それでも、水道、下水道両事業共に、そう遠くない時期に、純損失に転じたり、資金剰余額が不足する見通しとなっています。そういった状況になってから、水道料金や下水道使用料の改定を検討したり、実施するようでは遅く、急激な値上げが必要になる可能性さえあります。そういったことが起こらないように、喫緊の課題として、適正な水道料金・下水道使用料の水準や体系については、

早急に検討をして頂きたいと要望しておきます。そのためには、現在、作成中の「水道料金・下水道使用料算定の手引き」については、今年度中に、作成予定と伺っていますが、料金改定を行う 指標や基準、算出方法等の考え方を、可能な限り、具体的、かつ明確なものとして、早急に作成して頂きたいと要望しておきます。

(都市計画推進部)
【市営住宅について】

(質問)

昨年度末時点での市営住宅の管理物件数及び管理戸数について教えてください。

<答弁>

令和2年度末時点での市営住宅の団地数及び管理戸数は、27団地2389戸でございます。

(質問)

現状の管理戸数に対して、将来的な需要予測や管理戸数の計画値を教えてください。また、今後、それらを管理し続けるために要する費用は、建替え、維持補修、改修等の費用も含めてどれくらいと試算されているのか教えてください。

<答弁>

市営住宅の現在の管理戸数は2389戸ですが、豊中市営住宅長寿命化計画において、令和22年度末の目標管理戸数を2040戸としております。市営住宅の維持修繕に係るコストは、平成29年度に実施した施設診断の結果から、長寿命化計画の計画期間内で約188億円が必要と試算しております。加えて、市営住宅の45%が昭和40～50年代に建設されており、これらの住宅が令和18年度以降、順次法定耐用年限である築70年を経過するため、耐用年限を待って建替えした場合は、建替えコストが集中する見込みです。

このため、今後は建替え事業の前倒しにより建替えにかかるコストの平準化を図ると共に、効率的な計画修繕を行い、維持修繕コストの削減を図ってまいります。

(意見・要望)

市営住宅の管理戸数については、市内にある府営住宅の戸数との兼ね合いも考慮する必要があると思いますが、市営住宅長寿命化計画は、これから約20年の計画となっていることから、今後の人口動態の変化や予期せぬ自然災害等により、突発的な維持修繕や建替え、もしくは目標管理戸数の見直しが必要になったとしても、適宜適切に柔軟に対応できるように、ある程度、余裕を持った事業展開ができるように努めて頂きたいと思います。法定耐用年限は築70年とのことですが、建替えコストが集中する見込みもありますし、そもそも、70年もあれば生活様式や入居者の世帯状況、年齢層などにも少なからず変化が生じていると思いますので、維持修繕をして住める状態は保てたとしても、今日の生活スタイルに合わないケースもあるかと思っておりますので、そういった点も考慮して頂きながら、計画的に建替えを進めて頂ければと思います。

【住宅施策企画調整事務について】

(質問)

事業別決算説明書 P.161の住宅施策企画調整事務について伺います。昨年度、住宅ストック基礎調査を実施したとあります。調査により、どういったことが把握できたのでしょうか。また、具体的に見えてきた本市の住宅、住環境に関する課題について、教えてください。

<答弁>

昨年度実施した住宅ストック基礎調査の主な状況ですが、住戸数が世帯数を約2万6000戸上回っており、空き家率としては15.3%と、5年前より増加しております。また、本市の住戸数の約2割を占めるマンションの内、築40年を超える高経年マンションが、平成30年度には約6700戸ある、10年後には約2倍、20年後には約3倍に増加することが想定されているなどの状況が見受けられます。

(質問)

昨年度時点で、本市にはどれくらいの空き家が存在しているのか、さらに、管理が行き届いていない管理不全空き家は、どのくらい存在しているのか、教えてください。

<答弁>

住宅ストック基礎調査による空き家の現状と致しましては、約3万戸の空き家の内、約71%は賃貸、売却用の空き家であり、これらの空き家は不動産市場で一定流通しているものと捉えております。また、転勤、入院などで居住世帯が不在となっている空き家や取り壊す予定の空き家など、市場に流通していない空き家は、その他の空き家と分類されており、これらの空き家は空き家全体の約26%を占めております。また、課題としては、その他の空き家の内、約3000戸に腐朽、破損があり、管理不全空き家の予備軍となる可能性が高いものと捉えております。

今後の取組みとしては、空き家の発生抑制については、親世代が居住中から退去後のことを想定し、家族で事前に相談して頂くために、固定資産税納税通知書の送付時にチラシを同封することや、不動産事業者団体をはじめとした各種団体と連携した相談会やセミナーなどを実施してまいります。また、空き家になってしまった場合につきましても、管理不全化を防ぐため、適正に維持管理して頂くため、指導・助言や除却制度のご案内、空き家情報提供事業の取組みなど、継続して実施してまいります。

(環境部)

【路上喫煙対策推進事業について】

(質問)

事業別決算説明書 P.127の路上喫煙対策推進事業について伺います。昨年度、路上喫煙禁止区域における巡回指導回数76回と記載がありますが、各駅での回数及び指導内容について教えて下さい。

<答弁>

路上喫煙禁止区域において令和2年度の巡回指導回数ですが、豊中駅で25回、千里中央駅で26回、庄内駅で25回の合計76回の啓発活動を実施し、豊中駅で38人、千里中央駅で90人、庄内駅で39人の合計167人に口頭指導致しました。

(質問)

残念ながら、屋外分煙所の中に入らず、喫煙する方の姿が散見されますが、そのことに対する市の見解をお聞かせ下さい。屋外分煙所の中に入らず、周辺で喫煙されている方は、過料の対象になると考えますが、併せて見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

屋外分煙所周辺での喫煙者につきましては、まずは、お声がけし、たばこを消す又は分煙所内で喫煙して頂くよう促しています。それでも、従わない喫煙者に対しては過料も必要と考えています。

(質問)

屋外での完全分煙化を目指して、過料も含めて、厳格に取り締まりや指導を強化して頂きたいと考えますが、見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

これまでも、口頭指導を行うことで是正して頂いており、現時点で、取り締まりの強化までは考えておりませんが、条例の主旨をご理解頂けるよう引き続き、周知啓発活動に取り組んでまいります。

(意見・要望)

個人的には、無秩序な喫煙はかなり減少してきていると感じています。ただ、残念ながら、屋外分煙所の中に入らず、喫煙する方が散見されることは事実です。そういった方々に、ルールに従った喫煙に理解と協力をして頂けるように、引き続き周知啓発活動に尽力頂きたいと思います。屋外での完全分煙化は、その街の魅力アップやイメージアップにもつながると思いますので、そういった認識や使命感を持って、取り組んで頂ければと

思います。

【生ごみ・剪定枝堆肥化事業について】

(質問)

事業別決算説明書 P.54の生ごみ・剪定枝堆肥化事業について伺います。とよっぴーの原価と、市民への販売価格をあらためて教えて下さい。また、販売価格はどのような計算方法、意図で、設定されているのでしょうか。

<答弁>

昨年度の実績から原価を計算しますと、事業費約1700万円に対し、製造量が76トンであったことから、1kgあたり約220円となりますが、堆肥化せずに焼却した場合には必要となる約600万円の費用削減を考慮すると、1kgあたり約140円となります。

次に、販売価格につきましては、3kgで150円、10kgで250円、出張頒布につきましては、10kgを400円としております。

販売価格の設定にあたりましては、広く市民等への資源循環の啓発を行うことを目的に、庁内関係部局及び協働関係にある市民団体とで構成する「緑と食品のリサイクルプラザ推進連絡会」において、市場価格などを参考に設定しているものでございます。

(質問)

民間事業者が販売している肥料の価格や受益者負担の考え方をより重視して、価格設定を行うべきではないかと考えますが、見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

繰り返しにはなりますが、生ごみ・剪定枝堆肥化事業につきましては、市民との協働による循環型社会づくりを推進していく上で、行政の率先した取組みとして基幹となる事業であり、価格設定にあたっては、広く市民等への資源循環の啓発を行うことを目的に、庁内関係部局及び協働関係にある市民団体とで構成する「緑と食品のリサイクルプラザ推進連絡会」において、市場価格などを参考に安価な設定にしております。

(質問)

3年前の決算審査の際に、「とよっぴーの価格については、平成21年度以降、見直しを行っていないことから、現在の市場価格や社会情勢等を考慮し、今後、検討してまいりたいと考えております。」との答弁がありました。今日まで、どのような検討を行ってこられたのか、教えて下さい。

<答弁>

令和元年10月に、消費税の増税など社会情勢の変化を踏まえ、「とよっぴー」の販売価格を見直しております。3kg入り100円を150円に、10kg入り200円を250円に、変更すると共に、より市民の皆さんにご利用いただきやすいように2.5kg入り、6kg入り、農業菜園用の300kgの販売を廃止し、新たに出張頒布として10kg入り400円を新設しております。

(質問)

製造単価と販売単価の差を少しでも埋めるためには、製造単価の抑制にも取り組む必要があると指摘し続けてきましたが、何か取り組まれてきたことがあれば、教えて下さい。

<答弁>

当事業の実施にあたり、コストの観点も重要と考えており、これまでも事業費の縮減を主眼とした堆肥化機械の更新や、製造・啓発業務の委託化等による、人員体制の見直しにも取り組んでまいりました。その後におきましても、学校給食の残渣などの生ごみの脱水や、パン粉碎の委託費の縮減、施設における証明のLED化、下水処理水の利用など、常に経費の縮減も意識し、事業に取り組んでおります。

(質問)

製造コストを抑制する一つの方法として、とよっぴーの原料となるチップについて、現在、市内の街路樹等の剪定枝をクリーンランドでチップ化することで調達されていますが、造園業者等から購入すれば、1トン当たり1万円くらいで調達でき、原材料費の大幅な削減が可能であると指摘してきましたが、何故、未だに、剪定枝をクリーンランドでチップ化するという方法を取り続けているのか、見解をお聞かせ下さい。また、平成24年までのように、チップを直接調達する方法に戻すべきではないかと考えますが、見解をお聞かせ下さい。加えて、クリーンランドでの剪定枝チップ化事業の製造コストは、1トン当たりどれくらいなのか、教えて下さい。

<答弁>

剪定枝のチップ化につきましては、剪定枝の一部をごみとして焼却するのではなく、チップ化し、リサイクル出来ることを広くPRし循環型社会を推進することを目的とした事業であることから、本市は、そのチップを堆肥として再資源化し、その堆肥、いわゆる「とよっぴー」を活用して市民団体と協働で資源循環の啓発や環境学習等を行うことで、循環型社会づくりを推進していくものと考えております。

次に、クリーンランドでの剪定枝チップ化事業の製造コストについてでございますが、昨年度実績で、チップ1トン当たりの製造経費は、概ね82000円です。

(質問)

チップ化している剪定枝はクリーンランドで処理している剪定枝全体のわずか5%程度で、チップ化している剪定枝の20倍の量の剪定枝は焼却処理されています。これのどこが循環型社会の推進や環境学習と言えるのか、見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

生ごみ・剪定枝堆肥化事業は、いわゆる食品リサイクル法や資源有効利用促進法などに定められた理念に則り、行政の率先した取組みとして、学校給食の調理くずや食べ残しと、街路樹等の剪定枝の一部を焼却処分せずに、市が堆肥を製造し、その堆肥、いわゆる「とよっぴー」を活用して市民団体が資源循環の啓発や、環境学習等を行うことで、循環型社会づくりを推進することを目的として実施しているものです。

「とよっぴー」を使用した農体験等の環境学習の実施や、農家と連携し、「とよっぴー」を使用して栽培した野菜等の学校給食等への提供や販売を通じて、「食の循環の輪」の構築と地産地消を推進するとともに、学校給食の残渣を利用することで、食育にも寄与するものと考えております。

(質問)

全体の5%足らずの剪定枝を1トン当たり約82000円でチップ化し、残りの95%を1トン当たり約9600円で焼却処理していることをどのように考えておられるのか、見解をお聞かせ下さい。市民の血税をどのように考えておられるのか、少しでも、無駄遣いを無くそうというお考えは生じないのか、あわせて、見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

剪定枝のチップ化につきましては、豊中市伊丹市クリーンランドにおいて、スリーアールの推進とあわせて環境学習機能の充実を特徴とした施設計画の一つとして取り組まれており、両市の公園などから出る剪定枝の一部をごみとして焼却するのではなく、チップ化し、土壌改良材としてリサイクル出来ることを広くPRしていくことを目的に着手された事業です。

処理方法によりコスト差は生じますが、豊中市と伊丹市、クリーンランドの三者共同による堆肥活用事業を通じた環境学習事業として有意な取組みであると認識しております。

生ごみ・剪定枝堆肥化事業につきましては、これまでも経費削減に努めてまいりましたが、今後も社会経済情勢の変化なども踏まえ、市民の皆様の負担軽減を常に意識しながら事業を展開してまいります。

(質問)

昨年度、当事業の予算額731万8000円に対して、決算額が587万8748円で、執行率が80.3%となった要因を教えてください。

<答弁>

新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う、小学校の臨時休校や分散登校による、給食実施日や製造量の減少に伴い、学校給食の残渣などの、生ごみ運搬業務に係る費用の減少が、主な要因となっております。

(意見・要望)

とよっぴーの販売価格を令和元年10月に消費税の増税など社会情勢の変化を踏まえ、見直されたとのことですが、現在の市場価格も考慮して見直すと言われていましたが、考慮されたのか、疑問です。見直しを行われたことは評価しますが、現在の市場価格も考慮して、あらためて見直しを検討頂きたいと要望しておきます。また、より市民の皆さんにご利用いただきやすいように出張頒布を新設されたとのことですが、非接触型、非対面型の売買 需要が急速に伸びている中、とよっぴーのネット販売も検討頂きたいと思います。そうすることで、市民にとっては、いつでも注文が可能になりますし、感染リスクの軽減につながります。また、販売側にとっても業務負担の軽減につながり、経費の削減が期待できると思いますので、ぜひ、前向きに検討頂きたいと要望しておきます。

確かに、経費削減に向けた様々な取組みをされてきたことは事実ですし、評価しています。しかし、ご答弁にあったように常に経費の縮減を意識し、市民の皆様の負担軽減を意識しながら事業を展開していくということであれば、その意識があるのであれば、剪定枝のチップ化を止めて、以前の様にチップの購入に切り替えるべきです。

「剪定枝のチップ化については、処理方法によりコスト差は生じますが、豊中市と伊丹市、クリーンランドの三者共同による堆肥活用事業を通じた環境学習事業として有意な取組みであると認識しております。」との答弁がありました。処理方法によりコスト差は生じますが、と簡単に仰られますが、剪定枝をチップ化するコストは1トン当たり約82000円、焼却するコストは1トン当たり約9600円です。ちょっとやそっとのコスト差ではないと思います。また、私は生ごみ・堆肥化事業を否定している訳ではありません。生ごみ堆肥化事業は、剪定枝のチップ化を止めても出来ますし、剪定枝のチップ化を止めても堆肥活用事業を通じた環境学習事業は可能だと思えますし、剪定枝のチップ化による環境学習の効果は極めて低いと考えます。あらためて、本気で、市民の皆様の負担軽減を意識しながら事業を展開していくと考えておられるなら、剪定枝のチップ化の廃止をはじめ、引き続き、貪欲に経費の縮減に努めて頂きたいと強く要望しておきます。

【プラスチック製容器包装の処理について】

(質問)

プラスチック製容器包装の処理について伺います。昨年度、クリーンランドで焼却処理

された可燃ごみとして排出されたプラスチックごみの量を教えてください。また、昨年度、クリーンランドに搬入したプラスチック製容器包装の量を教えてください。

<答弁>

可燃ごみとして排出されたプラスチックごみの量は正確にはわかりませんが、令和元年度に実施した家庭系ごみ排出実態調査結果によれば可燃ごみの11.72%がプラスチック類であったことから、約6799トンと見込まれます。令和2年度に本市からクリーンランドに搬入したプラスチック製容器包装の量は、重量ベースで申し上げますと3650.4トンです。

(質問)

クリーンランドに搬入したプラスチック製容器包装の2倍近い量の製品プラスチックがクリーンランドで焼却処理されましたが、コストを度外視して、資源の有効活用や環境負荷の低減を主張されるのであれば、量の多い製品プラスチックごみの有効活用を行おうとはされない理由を教えてください。

<答弁>

プラスチック製容器包装については、容器包装リサイクル法に基づく再商品化ルートが確立していることから、豊中市では分別収集の対象としています。なお、令和4年4月に施行予定の「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」によりますと、プラスチック製容器包装以外のプラスチック使用製品についても、容器包装リサイクル法ルートを活用した再商品化が可能となったことから、今後は全国的にもプラスチック使用製品全般について分別の対象となることを見込まれます。

(質問)

プラスチック製容器包装は、大阪府内で43市町村中35市町村が分別収集を実施していると伺っていますが、分別処理をしなければ「容器包装リサイクル法」違反で罰せられるということはありません。事実、分別処理をしていない自治体は、何のお咎めも受けていません。むしろ、その市町村の住民は、分別の手間や多額の処理コストを負担しなくてすんでいると同時に、自治体としては、焼却処理することで、サーマルリサイクルにより、売電収入という形で、市の歳入の増加に繋がっています。豊中市民や豊中市が必要以上に分別の手間や税金の支出を被り、隣の吹田市民や吹田市が、利便性や利益を得るような状況について、どのように考えておられるのか、見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

容器包装リサイクル法は、消費者・市町村・事業者の3者一体となって容器包装廃棄物の削減に取り組むことを義務付けています。本市としては、リサイクルの促進等により、廃棄物の減量化を図ると共に、資源の有効利用を図るという法の

趣旨に基づき、市町村の責務として分別収集・分別排出の徹底を進めると共に、事業者・市民と連携し、排出抑制を促進してまいります。

(質問)

そもそもですが、本当に本市のプラスチック製容器包装の分別方法によるリサイクルの方が、焼却処理してサーマルリサイクルするよりも環境負荷の軽減になっているのでしょうか。分別の負担や処理費の負担が大きいことは明らかになっていますので、同様に、環境負荷の軽減という点についても、具体的なエビデンスやデータを示して、明確にしてください。過去にも質問したことがあります。現在、豊中市民が分別排出したプラスチック製容器包装を、市が収集し、クリーンランドに搬入するために排出している温室効果ガスの量、クリーンランドの手選別作業や梱包処理において排出される温室効果ガスの量、クリーンランドから日本容器包装リサイクル協会に搬入される際に排出される温室効果ガスの量、日本容器包装リサイクル協会から、リサイクル業者に搬入される際に排出される温室効果ガスの量、リサイクル事業者がマテリアルリサイクルする際に排出する温室効果ガスの量、さらには、マテリアルリサイクル出来ず、リサイクル業者から産業廃棄物処理業者などへ搬入される際や、最終的に焼却処理される際に排出される温室効果ガスの総量は年間でどれくらいになっているのか示せるでしょうか。一方で、市民が分別排出しているプラスチック製容器包装を、可燃ごみとして、収集運搬し、サーマルリサイクルする場合に想定される温室効果ガスの量の総排出量は年間でどれくらいなのか、それぞれ具体的な数値で、分かりやすく教えて下さい。

<答弁>

プラスチック製容器包装の分別方法によるリサイクルの方が、焼却処理してサーマルリサイクルするよりも環境負荷の軽減になっているのかというご質問に対して、お答えします。

環境省が平成21年度に公表した「プラスチック製容器包装の再商品化に伴う環境負荷の削減効果について」によりますと、プラスチック製容器包装を分別・リサイクルした場合のCO2排出量はごみ1トンあたり1.68トンであり、分別せずに高効率焼却発電を行った場合のCO2排出量は1トンあたり1.82トンでした。

(質問)

先程、容器包装プラスチックの処理方法について吹田市との政策的な違いについて伺いました。それに対して、市民の分別の手間や税負担については一切触れず、「容器包装リサイクル法は、消費者・市町村・事業者の三者一体となって容器包装廃棄物の削減に取り組むことを義務付けています。」「本市としては、リサイクルの促進等により、廃棄物の減量化を図るとともに、資源の有効利用を図るという法の趣旨に基づき、市町村の責務として分別収集・分別排出の徹底を進める。」といった答弁がありました。ということは、

本市の考え方からすると、吹田市は容器包装リサイクル法で定められている義務を果たさず、リサイクル促進等により、廃棄物の減量化を図ると共に資源の有効利用を図るといった趣旨に基づいた分別収集・分別排出する市町村の責務を果たしていないということになります。その解釈、認識で良いのでしょうか。また、そのような吹田市と、本市は、昨年8月に地球温暖化対策に関する連携協定を締結されました。さらに、今年7月には、NATS で「地球温暖化対策の自治体間連携に関する基本協定」を提携されました。これらの協定締結の目的は、持続可能な社会を実現するため、地球温暖化問題の解決に向けて連携していくことだと思いますが、本市の考え方からすると、容器包装リサイクル法違反をし、法で謳われている義務や責務を果たしていないと考えている吹田市と、こういった協定を結ぶことについて、どのように考えておられるのか、見解をお聞かせ下さい。協定を結ぶにあたって、吹田市に容器包装リサイクル法で義務付けられたプラスチック製容器包装の処理を行うように求めてこられたのかについても、併せて、教えて下さい。

<答弁>

各自治体において個別の施策に差異があることは承知していますが、地球温暖化対策というテーマに NATS の4市が連携して取り組むことには大きな意義があると考えております。

おのおのの市の施策や独自性は尊重しつつ、府県を越えて広域に事業展開することで、課題解決に取り組んでまいります。

(意見・要望)

コストと分別の手間という市民にとっては負担ばかりがかかり、コストや手間をかけている割に、容器包装リサイクル協会へ搬出したプラスチック製容器包装のリサイクル率は、100%には程遠い状況にあり、答弁では「プラスチック製容器包装については、容器包装リサイクル法に基づく再商品化ルートが確立している」とのことでしたが、ルートは確立されているかも知れませんが、リサイクルの仕組みとしては、不完全、不合理、非効率で、確立とは言い難いと私は思います。これまでも再三再四、ずっと言い続けてきましたが、全く目に見える効果や実感が得られない現在の本市のプラスチック製容器包装の処理方法は、必要以上に税負担と分別の手間を市民に与えているに過ぎません。その点、お隣の吹田市は、プラスチック製容器包装を焼却処理することで市民の分別手間や税負担を抑えておられます。しかも、2007年に容器包装リサイクル法が施行して以来、国から何のお咎めも受けておられず、もし、本市も同様の処理方法をしていたら、どれだけ、歳出が抑えられ、その分で、どれだけ市民サービスに還元できたかと考えると、残念ではありません。ぜひ、地球温暖化対策に関する連携協定を締結された吹田市に、吹田市のプラスチック製容器包装の処理方法が地球温暖化対策に資するものなのか、その見解を伺って頂きたいと思っておりますし、あわせて、容器包装リサイクル法で謳われている義務や責務について、どのように考えておられるのか、確認して頂き、あらためて、お聞かせ頂きたいと要望しておきます。また、先程、「プラスチック製容器包装以外のプラスチック使用製品についても、容器包装リサイクル法ルートを活用した再商品化が可能となったことから、

今後は全国的にもプラスチック使用製品全般について分別の対象となることが見込まれる」との答弁がありました。現状のプラスチック製容器包装が、高コスト体質で、完全にはリサイクルできていないことを踏まえると、絶対に同様の手法での処理は行うべきではないと強く意見しておきます。

【生ごみの抑制について】

(質問)

生ごみの抑制について伺います。3年前の決算審査の際にも質問、提案しましたが、昨今、新たに建設されたマンションなどでは標準的な設備の一つとなりつつあるものの中にディスポーザ(シンク下に設置可能な生ごみ粉碎機)があります。シンクの下スペースに生ごみを入れ、蓋を閉めると水道水が出て、粉碎機が稼働して生ごみを粉碎処理し、排水処理槽で浄化処理をした後、下水に排水されます。そのため、ディスポーザを使うことで、生ごみを焼却処理するよりも、環境負荷の軽減や焼却処理やごみ収集等も含めて環境コストの抑制にもなるように思います。その他にも、例えば、生ごみを家庭内に溜めずに、常に排出処理ができるため、虫や悪臭などの発生を防ぐことができます。また、市は、生ごみを排出する際に水を切るように推奨されていますが、ディスポーザを使用すれば、そういった手間も必要なくなります。さらにごみの量が減ることは、高齢者等のごみ出しの際の負担の軽減にもなるなど、ディスポーザの設置には、様々なメリットがあります。ディスポーザの設置推奨や補助制度の構築を求める提案に対して、過去の答弁では、「本市といたしましても、下水道システムやごみ処理にかかる市民生活への影響や環境面などの評価及び、ディスポーザを既に導入している他市の評価など実情を見極めながら検討して参ります。」とのことでしたが、その後の検討状況について、教えてください。

<答弁>

令和元年7月に、全国の政令指定都市及び中核市の計77の自治体を対象にディスポーザの設置補助制度に関する調査を行い、64団体から回答があり、そのうち、6市がディスポーザの設置補助事業を実施しており、補助額は設置費用等の1/3～1/2で、限度額は1万円～5万円でした。また、過去3年間の補助事業申請件数は、1市の1件だけで5市では全く申請がありませんでした。ディスポーザには、生ごみを細かく粉碎して水と一緒に下水道へ排水する直接投入型と生物処理や機械処理を行う排水処理システムがあります。補助事業を実施している6市では、設置出来るディスポーザの種類を排水処理システムに限定しており、下水道への影響がある直接投入型は認めておりません。排水処理システムは生物処理又は機械処理を行うため、直接投入型に比べ設置費用が高額で維持管理経費がかかることや処理槽の設置スペースなど必要となることから、補助があっても設置が進まない理由と推測されます。本市も同様に、設置出来るディスポーザは排水処理システムに限定しているため、補助制度の事業効果は低いものと考えます。